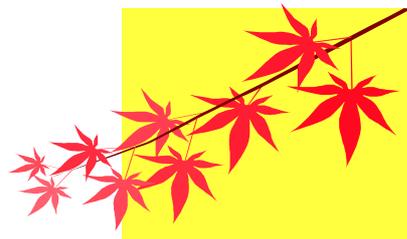


## 9つの種類株式の内容



株式の種類には、どんなものがあるか？

新会社法は次の9つの種類株式を発行することを認めています。

9つの種類株式
剰余金配当優先株式等
残余財産分配優先株式等
議決権制限株式
譲渡制限株式
取得請求権付株式
取得条項付株式
全部取得条項付株式
拒否権付株式
役員選解任権付株式

各種類株式の内容

### 1. 剰余金配当優先株式等

剰余金は原則的にその所有している株式の数に応じ平等に株主に分配されます。普通株式を基準にして、この剰余金の配当について優先して多くもらえる株式を「配当優先株式」、普通株式より後れてしかもらえない株式を「配当劣後株式」といいます。

### 2. 残余財産分配優先株式等

会社は解散などによって事業を撤退する場合、残った財産の整理をしなければなりません。その残余財産は基本的には株主へ持株数に応じて平等に分配されますが、上記1.と同様、普通株式を基準として、優先的に残余財産を受け取れる株式を「残余財産分配優先株式」、後れる株式を「残余財産分配劣後株式」といいます。上記1.の剰余金配当請求権や残余財産分配の権利を認めない株式の発行も可能ですが、両方とも認められない種類株式は発行できません。

### 3. 議決権制限株式

原則として全ての株主は1株につき1議決権を有していますが、この議決権を制限する株式が「議決権制限株式」です。議決権制限株式は、全ての事項に対し議決権がない「完全無議決権株式」と、一部の事項についてのみ議決権を有しない「狭義の議決権制限株式」とがあり、完全無議決権株式は株主総会に参加することはできません。

#### 4．譲渡制限株式

旧商法下でも譲渡制限株式は認められていましたが、次の2点が改正されました。旧法では譲渡制限は全ての株式に設定するかしないかの二者択一しか認められませんでした。しかし、新会社法では、一部の株式のみに設定することが可能になりました。次に、株式譲渡の承認機関は「取締役会」に限定されていましたが、新会社法では、譲渡承認機関を「株主総会」や「代表取締役」といった取締役会以外の機関に定めることが可能になりました。

#### 5．取得請求権付株式

株主が、会社に対して自分の株式を取得するように請求できる株式のことを「取得請求権付株式」といいます。その際、株主に渡す対価は金銭はもちろん、他の株式、社債、新株予約権など、定款で柔軟に定めておけますが、その財源には規制があります。

#### 6．取得条項付株式

会社が、株主の同意なしに、一定の事由が生じたことを条件として、株主の有している株式を取得することができる株式のことをいいます。取得の際の対価は、金銭以外でも認められること及び財源規制があることは、5．取得請求権付株式と同様です。

#### 7．全部取得条項付株式

2つ以上の種類の株式を発行する会社において、そのうちの1つの種類の株式の全部を株主総会の特別決議をもって、会社が取得することができる旨の定款の定めがある株式をいいます。この全部取得条項付株式は100%減資を円滑に行なうために創設された制度といわれています。

#### 8．拒否権付株式

通常会社の意思決定は株主総会または取締役会の決議で行なわれます。しかし、ある事項についてはこれらの決議の他、この拒否権付株式の株主の承認を要する旨定めることが出来ます。つまり会社の意思決定について拒否権を発動できる株式であり、「黄金株」とも呼ばれています。

#### 9．役員選解任権付株式

本来、取締役や監査役は全体の株主総会で選任されますが、この株式を発行している会社では、この役員選解任権付株式の株主の総会（＝種類株主総会）の決議で取締役や監査役を選任することができます。ただし、この役員選解任権付株式は委員会設置会社及び公開会社では発行することはできません。

では、次号では「属人的株式」の詳細についてみていきましょう。

< 著者プロフィール >

### 中村 勸 氏

中村総合司法書士事務所 代表

簡裁代理認定司法書士・東京青年司法書士協議会役員・越谷法律相談推進委員会副センター長。

「社会貢献・豊かな人間性・感謝の心」をモットーとし、中小企業支援、IPO支援業務を中心に、ADRにおけ

るメディテーター、リーガルカウンセラーとしても活躍中。

日本における「VIP株」「比重株」「リバーシブル社債」の名付け親。

主な共著書 『種類株式プラス』徹底活用法(ダイヤモンド社)・「だれも言わなかった!新会社法5つの罠と活用法」(出版文化社)・「銀行員のための新会社法」(銀行研修社)

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局<㈱日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488